

大和市告示第68号

大和市中企業融資制度利子補給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市中企業融資制度利子補給要綱の一部を改正する要綱

大和市中企業融資制度利子補給要綱（平成21年大和市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱は」の次に「、大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第10号）第3条に規定する基本理念にのっとり」を加える。

第2条中「次に掲げる」を「、大和市中企業融資制度要綱（平成21年大和市告示第29号）に基づく融資制度による」に改め、同条各号を削る。

第5条中「補給率」の次に「（受給資格者が、第7条の規定による申請時点において、国が制定した健康経営優良法人認定制度の認定を受けている場合にあつては、100パーセント以内で市長が定める率）」を、「得た額（」の次に「その額に」を加える。

第7条中「利子補給金交付申請書」の次に「及び次項の書類の提出があつた場合は当該書類」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受給資格者は、健康経営優良法人認定制度の認定を受けた場合は、それを証する書類を毎年度、取扱金融機関が前項の規定による申請をするまでに、当該取扱金融機関に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。